



2014年9月9日(火)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

## 教育訓練給付金の給付拡大

### 介護職等の資格取得も使える

雇用保険の教育訓練給付は労働者や離職者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講終了した場合、その費用の一部を支給するものです。

平成 26 年 10 月からの給付内容が拡大され、中長期的なキャリアアップ支援の為、厚労省が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（医療福祉、技術系等）を受講した場合に給付金の割合が上がります。

### 給付金の引き上がる講座とは

次のうち資格試験の受験率及び合格率・就職率等の指定基準を満たす厚労省大臣が指定した講座で「専門実践教育訓練」と呼び現在の「一般教育訓練」と区別されます。

①**業務独占資格**は資格を持たず業務を行う事が法令で禁止されている資格で看護師や歯科衛生士等医療系資格や理美容、電気工事士、建築士、海技士等 26 種あります。

**名称独占資格**は資格をもたずに業務を行う事はできるがその名称の使用は法令で禁止されている資格で、保健師、栄養士、保育士、介護福祉士等 8 種類あります。これらの資格取得の為の訓練を目標とした養成施設の過程（それを受講する事で公的資格を得る、受験資格を得る等する事）の訓練期間は 3 年以内です。

②**専門学校**の**職業実践専門課程**は 2 年間で専修学校の専門課程のうち文部科学大臣が指定したものを受講した時。

③**専門職大学院**は訓練期間が 2 年から 3 年で高度専門職業人の養成を目的としています。

### 10 月からの訓練給付金はどう変わる

一般教育訓練と専門実践教育訓練の 2 種類で金額や給付期間が違います。

**一般教育訓練**は従来通り受講者が支払った訓練経費の 20%で上限は 10 万円、支給期間は最長 1 年間です。

**専門実践教育訓練**は訓練経費の 40%、上限は年 32 万円、期間は原則 2 年で資格に繋がるときは最長 3 年になります。これの支給対象者は 10 月 1 日以降に初めて受講する場合、受講開始前までに通算して 2 年以上雇用保険に加入している人です。10 月 1 日以降 2 回目以降の受給は前回の受講開始日から次の受講開始日までに通算して 10 年以上、雇用保険に加入していた人です。



受講終了日から 1 年以内に資格取得した雇用保険加入者は 20%増、かつ上限が年 48 万円の追加給が受けられます